

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次	ページ
告示	
農地保有合理化事業規程の承認(六三五・農林政策課)	1
農地保有合理化事業規程の変更の承認(六三六・農林政策課)	1
大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(六三七・商工業振興課)	1
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(六三八・六三九・都市計画課)	2
建築基準法による道路位置の指定(六四〇・山本地域振興局建設部)	2
都市計画事業の事業計画の変更の認可(六四一・平鹿地域振興局建設部)	3
入会林野整備計画の認可申請を適当とする旨の決定(六四二・秋田地域振興局農林部)	3
公告	
県営土地改良事業計画の決定(平鹿地域振興局農林部)	3
県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(管財課)	3
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(一一二)	4
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(一一三)	4

告 示

秋田県告示第六百三十五号
 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第七条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第五項の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 農地保有合理化事業を行う者
 かつの農業協同組合
- 二 農地保有合理化事業の実施地域
 鹿角市及び小坂町における農業振興地域の区域
- 三 農地保有合理化事業の種類
 農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業
- 四 農地保有合理化事業規程を承認した日 平成十五年七月三十日

秋田県告示第六百三十六号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、公告する。

平成十五年八月十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者
 秋田おばこ農業協同組合
- 二 農地保有合理化事業の種類
 農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事業
- 三 変更内容
 二の事業における基準面積及び目標面積の見直し
- 四 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日 平成十五年七月二十五日

秋田県告示第六百三十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年八月十五日

秋田県知事 寺田典城

- 一 届出事項の概要
 - (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 反田悦生

<p>申請者の住所及び氏名</p>	<p>道路の位置の指定箇所</p>	<p>道路の延長</p>	<p>道路の幅員</p>	<p>指定年月日</p>
<p>秋田県告示第六百三十八号</p> <p>(一) 秋田市土崎港北一丁目六番二十五号 大規模小売店舗の名称及び所在地 西馬音内ショッピングセンター 雄勝郡羽後町字南西馬音内二百十三番外 変更しようとする事項</p> <p>(二) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 マックスバリュ東北株式会社 ア 変更前 開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌日の午前零時 イ 変更後 二十四時間営業</p> <p>(三) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 ア 変更前 午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで イ 変更後 二十四時間</p> <p>(四) 変更する年月日 平成十五年八月八日</p> <p>(五) 変更する理由 消費者の利便性のため</p> <p>二 届出年月日 平成十五年八月四日</p> <p>三 関係書類の縦覧場所及び期間 縦覧場所 (一) 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室 羽後町役場 企画商工課</p> <p>(二) 縦覧期間 平成十五年八月十五日から同年十二月十五日まで</p> <p>四 意見書の提出先 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課</p> <p>五 意見書に添付する書面に記載すべき事項 (一) 意見を述べる者の氏名及び住所 (二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称 (三) 意見を述べる理由</p>	<p>秋田県告示第六百三十九号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>平成十五年八月十五日</p> <p>一 都市計画の種類及び名称 秋田都市計画公園（五・六・二号大森山公園）の変更</p> <p>二 都市計画を変更した土地の区域 秋田市浜田字大森山</p> <p>三 都市計画の変更年月日 平成十五年八月十五日</p>	<p>秋田県告示第六百四十号</p> <p>建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。</p> <p>平成十五年八月十五日</p> <p>一 都市計画の種類及び名称 男鹿都市計画臨港地区（船川港臨港地区）の変更</p> <p>二 都市計画を変更した土地の区域 船川港船川字外ヶ沢</p> <p>三 都市計画の変更年月日 平成十五年八月十五日</p>	<p>秋田県知事 寺田典城</p>	<p>秋田県知事 寺田典城</p>

能代市昭南町六番六十五号 秋田開発株式会社 代表取締役 佐藤 タミエ	能代市字下恵戸十一番七	三十四・一〇メートル	六・〇〇メートル	平成十五年八月五日
--	-------------	------------	----------	-----------

秋田県告示第六百四十一号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十五年八月十五日

秋田県知事 寺田 典城

一 施行者の名称
横手市

二 都市計画事業の種類及び名称

昭和五十八年秋田県告示第七百六号横手都市計画下水道事業 横手市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年九月二十四日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

昭和五十八年秋田県告示第七百六号、平成二年秋田県告示第二百四十号、平成六年秋田県告示第八十八号、平成八年秋田県告示第二百二号、平成十年秋田県告示第八十八号及び平成十三年秋田県告示第二百三十七号の事業地に横手市大沢字前田及び字山下を加える。

(二) 使用の部分

なし

秋田県告示第六百四十二号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二十六号)第六条第一項の規定により、河辺町曾場地区入会林野整備組合代表者熊谷裕征からなされた入会林野整備計画に係る申請を適当と決定したので、同条第四項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年八月十五日

秋田県知事 寺田 典城

公 告

- 一 申請年月日 平成十五年八月四日
- 二 縦覧に供すべき書類の名称 河辺町曾場地区入会林野整備計画書の写し
- 三 縦覧期間 平成十五年八月十八日から同年九月十六日まで
- 四 縦覧場所 秋田地域振興局農林部農林企画課及び河辺町役場

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、平鹿郡平鹿町浅舞字西田五五番地後藤清一ほか十七名から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十五年八月十五日

秋田県知事 寺田 典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(平鹿高野地区経営体育成基盤整備事業)計画書の写し

二 縦覧期間 平成十五年八月十八日から同年九月十二日まで

三 縦覧場所 平鹿町役場

県有財産の売払について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年八月十五日

秋田県知事 寺田 典城

一 入札に付する物件の所在地、予定価格等

所在地	区分	地目等	面積(m ²)	予定価格(円)
土地	宅地		二二〇・五〇	七六三、〇〇〇

大館市花岡町字大森野二五番九	建物	住宅	四九・六八	二三三、〇〇〇
----------------	----	----	-------	---------

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付場所及び期間

場 所	期 間
秋田県北秋田地域振興局大館地区総合事務所 (電話〇一八六 四九 二二一四)	平成十五年八月十五日(金) から同月二十八日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

場 所	日 時
秋田県北秋田地域振興局大館地区総合事務所会議室	平成十五年八月二十九日(金)午後一時三十分

四 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(令第六百六十七条の四第一項の規定に該当する者及び同条第二項各号に該当する者)でその事実があつた後二年を経過していないものを除く。

五 入札参加申込みに必要な書類等

- (一) 個人の場合
 - 印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
 - 法人の場合
 - 印鑑及び登記簿の謄本
- (二) 入札保証金に関する事項

六 入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。
八 その他
その他詳細に関しては、秋田県出納局管財課財産管理班(電話〇一八 八六〇 二七三六)に照会のこと。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)については、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

平成十五年八月十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三四一
三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合)については、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二七、八三七

秋選管告示第百十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)については、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十五年八月十五日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

秋田市	八四、三五六
能代市	一四、七四七
横手市	一〇、九二〇
大館市	一八、二〇三
本荘市	一一、一二五
男鹿市	八、四四九

雄勝郡	平鹿郡	仙北郡	由利郡	河辺郡	南秋田郡	山本郡	北秋田郡	鹿角市 鹿角郡	大曲市	湯沢市
一、二、六三〇	一、八、五七九	三、一、八九〇	二、〇、九三三	五、二、四七	一、九、九一五	一、三、四五四	一、八、一三六	二、二、七〇四	一、〇、六七二	九、三、八六

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(862)八七六六
FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubarara@matsubarainsatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄